

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年 2月 9日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録3周年イベント企画運營業務
- (2) 業務の目的
ユネスコ世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文世界遺産」という。）について、世界文化遺産としての価値や魅力を伝えるトークイベントや縄文に関連する体験プログラムの実施、食やグッズ等の販売を行うなど、他の分野との組み合わせによるイベントを実施することにより、広く一般の方々の興味・関心を喚起し、認知度向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務の内容
 - ア 実施日
令和6年（2024年）7月15日（月・祝）
 - イ 実施場所
サッポロファクトリー アトリウム及び煙突広場
（札幌市中央区北2条東4丁目1-2）
 - ウ 実施内容
 - (7) 実施日
令和6年（2024年）7月15日（月・祝）
 - (イ) 実施場所
サッポロファクトリー アトリウム及び煙突広場
（札幌市中央区北2条東4丁目1-2）
 - (ウ) 実施内容
 - A 縄文世界遺産の価値や魅力を分かりやすく発信し、既存の縄文ファンを飽きさせない内容とするとともに、縄文に初めて触れる人々が足を運びたいくなる内容とすることで、理解促進が図られるイベントを実施すること。
 - a トークイベントの実施
縄文世界遺産に関連する活動をしている者を3名以上招き、講演やトークセッションなどを実施すること。
 - b 縄文に関連する体験プログラム等の実施
子どもから大人まで、縄文時代の暮らしをイメージできるような体験メニューや参加型イベントをアトリウム及び煙突広場において、それぞれ1つ以上実施すること。
 - c キッチンカー等の出店
飲食店経営者などから出店を募り、煙突広場において、縄文時代に食べられていたと考えられる食材を使用したメニューを提供するキッチンカー等を3店以上店すること。
 - d 物販コーナーの出店
関係市町や縄文に関わる活動をしている民間団体等から出店を募り、アトリウムにおいて、縄文グッズなどの物販を行うこと。
 - e その他集客を見込めるイベント等の実施・出店を行うこと
これまで縄文に興味・関心を持たなかった方々に対し効果的なアプローチを行うことができる内容とすること。
 - B イベント開催にあたっての会場との折衝、調整及びイベント当日の設営、撤収及び運営を行うこと。
 - C 会場内の装飾のため、縄文世界遺産をPRする統一感のあるデザインにより、横断

- 幕やバナー、テーブルクロス、フォトスポットなどを作成すること。
- D イベントの実施に際して、効果的な広告を発出して集客に努めること。
- E その他必要事項については道と協議の上進めること。
- (I) 契約期間 契約締結日から令和6年8月30日(金)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人若しくは団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
 - コ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

- (1) 担当局
北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室（担当：梅田）
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線24-143）
011-204-5168（直通）
- (2) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数
 - ア 提出期限 令和6年（2024年）2月21日（水）午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
 - エ 提出様式 別添1のとおり
 - オ 提出部数 1部
- (3) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和6年(2024年)3月6日(水)午後5時必着
イ 提出場所 上記(1)に同じ。
ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる)とする。
エ 提出様式 任意様式とする。
※別紙「(標準様式)企画提案書」参考。
オ 提出部数 6部(法人名等については1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)
- (4) 当該事業に関する質問は、電子メールで受け付けるものとする。
メールアドレス: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp
※「件名」に【質問:「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録3周年記念イベント企画運營業務<企業名>】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間
告示した日から令和6年(2024年)2月21日(水)午後5時まで
(交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 交付場所
上記3(1)に同じ。
なお、企画提案説明書等は、北海道のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/157142.html>)からダウンロードすることができる。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、あらかじめ定めた企画提案の評価基準及び審査方法により審査を行い、最良の提案をした者を選定する。

なお、6者以上から企画提案書の提出があった場合には、プロポーザル審査会において企画提案書の書面審査及び評価を行い、企画提案者を5者選定したうえでヒアリングを実施する場合がある。

7 契約手続

上記6により選定された者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

上記3(1)に同じ。

9 業務上の留意事項

- (1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。
(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(2) 審査結果は公表する。
(3) 詳細は、企画提案説明書による。